

議案第 28 号

補助金返還請求事件に関する訴えの提起について

補助金の返還請求に応じない者に対し、下記のとおり補助金返還請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 訴えの相手方

千葉県市川市原木 2 丁目 10 番 13 号

社会福祉法人福治会

理事長 福田 亨

2 訴えの趣旨

社会福祉法人福治会が設置する 2 保育所に係る平成 20 年度から平成 24 年度までの間の運営に要する経費について交付した補助金の一部が当該補助金の交付に関する基準に反して交付されていたことが確認されたことから、当該補助金のうち当該基準に反して交付された金 3326 万 4740 円について、同法人に対し、同額及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

3 訴訟進行の方針

本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴えの追加その他の変更をすることができるものとする。

理 由

社会福祉法人福治会が設置する2保育所に係る平成20年度から平成24年度までの間の運営に要する経費について交付した補助金の一部が当該補助金の交付に関する基準に反して交付されていたことが確認されたことから、当該補助金のうち当該基準に反して交付された金3326万4740円について、同法人に対し、同額及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するため、提案するものである。